

成年後見人制度

認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力の不十分な方の不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるがあっても、自分でこれかのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方を保護し、支援するのが成年後見人制度です。

法務省ホームページ：

[自分のためにーみんなの安心 成年後見制度\(せいねんこうけんせいど\)](#)

お問い合わせ先

名称	住所	電話番号
海津市地域包括支援センター	海津市海津町高須 515	53-3030
海津市社会福祉協議会	海津市南濃町駒野 827-1	55-2300